

今回は、前回に続き、裁判所を通じた手続の概要について説明します。  
今回取り上げるのは、民事執行手続、民事保全手続です。

### ●民事執行手続

裁判所を通じた手続の中で、訴訟と並んで重要なのが、民事執行手続です。判決などにかかれた権利を現実のものにするための手続です。

得ることができても、どんな権利が認められても、ただの紙切れにすぎなくなってしまう。

具体的な手続等は複雑ですが、ここでは知っておいていただきたいポイントを説明します。

#### (1) 強制執行

強制執行手続は、判決や公正証書に書かれた内容を、当事者が自発的に履行してくれない場合に、裁判所の権力を使って強制的に履行させる手続です。

たとえば一〇〇万円払え、という判決が出た場合、不動産や動産などの「もの」であれば、差押えをして競売手続にかけて売却することによってお金に換え、そのお金を受け取ることが出来ます。

また、銀行預金や売掛債権、給料債権などの金銭債権も、同様に差し押さえて、債務者の代わりにたとえば銀行から払い戻しを受けたり、債務者の取引先から売掛代金を取り立てたりすることによって金銭の支払いを受けることができます。

ただ、債権については、一つ注意しておいていただきたいことがあります。  
というのは、給料や年金、退職金は、原則として4分の1の部分までしか差し押さえることができないということです。このようなものまで差し押さえてしまうと、債務者の生活そのものが成り立たなくなってしまうためです。

#### (2) 明け渡しなど

また、家屋や土地の明け渡しなどの行為をすべき債務者が、そのような行為を任意にしないときは、代替執行といって、裁判所の執行官が代わりに行います。具体的には業者をつれてきて、家屋からものを運び出したり、土地であれば建物を解体週挙したりすることになります。  
これらにかかる費用は、債務者が負担します。

#### (3) 間接強制

そのほかに、誰かが代わりにやったのでは意味がなく、債務者本人がしなければいけない行為や、「するな」という禁止行為をしないようにさせるには、間接強制という方法をとりまします。きちんとやりとげるまで一日あたり一〇〇円を支払え、と、罰金を科すようなかたちをとって強制する方法です。

担保権の実行のための競売手続は、例えばある人にお金を貸し、その担保として相手の不動産に抵当権を付けている場合、相手がお金を約束通り払わなければ、抵当権

を実行することが出来ます。この場合に、裁判所に申立をしてその不動産を競売にかけ、その代金からお金を受け取ることが出来ます。

#### (4) 債務名義

ところで、このような執行手続を行うことが出来るためには、債務名義というものが重要です。

代表的なものは裁判所からもらった判決です。判決に、「被告は原告に金一〇〇〇万円を支払え」とか、「被告は原告に建物を明け渡し」などと書いてあれば、それに基づいて強制執行ができるのです。

ほかに、債務名義としてもう一つ知っておいていただきたいのは、公正証書で作ったもの公正証書です。契約書を公正証書にしたときに、「Aは本契約上の債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服することを認諾した。」などという文言が入っていれば、これに基づいて強制執行をすることが出来ます。

ただし、公正証書によってこのような強制執行をすることが出来るのは、主に金銭などの支払いを求める契約についてであり、不動産の明け渡しなどではできません。

#### (5) 担保権の実行のための競売

担保権の実行のための競売手続というのは、抵当権などの担保のついた財産(不動産がほとんどです)を裁判所の手続を通して競売し、お金に換える手続ですが、詳細は省略します。

### ●民事保全手続

「仮差押え」や「仮処分」といわれる手続です。

権利関係をめぐって争いがある場合、はっきりした結論が出るまでには、訴訟手続などを経る必要があります。それには時間がかかります。その間に、勝手に相手財産を処分してしまったりするのを防いだり、とりあえず仮の現状を維持したりする必要があります。そのような場合に使用されるのがこの保全手続ですが、通常は訴訟などとセットになっていますので、詳細は省略します。

倒産処理手続は、次回説明します。

## 法人協会ニュース

### ■農業法人等育成支援事業・事務局担当者会議を実施

この1月9日(木)、農業法人等育成支援事業・都道府県農業法人組織事務局担当者会議を行いました。年明け早々の会議でしたが、東京(有楽町)・蚕糸会館で各都道府県の事務局担当者出席のもと①15年度農業法人関係予算について②農業法人の組織活動の新たな展開と財源強化に関する2課題を中心に協議しました。特に、②については、今後の本協会の運営に関する事で、会費の見直しの議論です。

各事務局担当者からは、今の農業情勢、個々の会員さんとの意志疎通を含め、まだまだの感がある中での見直しについて厳しい意見がありました。

については、今後会員さん方へ各都道府県の協会を通じてご検討をお願いしていくこととなります。本協会の事業運営、体制等、特に会員のみなさん方との今後のあり方を含めご協議をお願いします。

日本農業法人協会も設立から4年が経過しました。0からスタートした当初の設立時の思いを大切にしながら、会員さん方、また役員さん、事務局が共に、新しい組織、新しい基盤をつくっていくための期間だったと思います。法人協会が引き続き、さらに一歩前進するよう、ご検討をお願いします。

### ■募集します!

野菜需要動向委員会の委員さんの募集です。野菜の農業法人であって、自ら情報システムを活用し、野菜に関する情報提供や収集を行っている法人の代表者の方が対象です。

委員会の開催は年2回程度の予定。交通費及び謝金は支給されます。ご興味のある方は法人協会事務局まで至急ご連絡ください。

「AgriBusiness 経営塾」131号

2003年1月16日発行



発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
URL : http://www.hojin.or.jp/